

## 作業療法に関連する疑義解釈のまとめ

### 疑義解釈資料の送付その5（平成30年7月10日付）

#### 医科診療報酬点数表関係（別添1）

##### 【入退院支援加算】

（問18） 入退院支援加算1の施設基準について、20以上の連携する保険医療機関等と年3回以上の頻度の面会等が必要であるが、新たな届出にあたり、過去1年間の実績が必要か。

（答） 新たに届け出る際、届出時に過去1年間の面会実績は届け出る必要があるが、届出時点では20以上の連携機関との年3回以上の面会を行っていても、届出可能である。ただし、届出後に年3回以上の頻度で面会していること。

##### 【リハビリテーション計画提供料1】

（問23） 留意事項通知に「リハビリテーション計画提供料1を算定した場合、診療情報提供料（I）は算定できない。」とあるが、リハビリテーションの計画の提供先と診療状況を示す文書の提供先が異なる場合であっても、診療情報提供料（I）の算定はできないのか。

（答） 同一月において、リハビリテーション計画の提供先と診療状況を示す文書の提供先が同一である場合は、算定不可。

##### 【疾患別等専門プログラム加算】

（問25） 区分番号「I008-2」精神科ショート・ケアの疾患別等専門プログラム加算について、精神科ショート・ケア（大規模）の届出を行っている保険医療機関であっても、精神科ショート・ケア（小規模）の届出をあわせて行っていれば、精神科ショート・ケア（小規模）において当該加算を算定することは可能か。

（答） 算定可能。